

ナチス期ドイツ外国人労働者政策 における階層構造

高橋 典子

1. はじめに

第一次世界大戦敗戦によりヴェルサイユ条約を調印したドイツは、巨額の賠償金支払いや領土割譲を負った。このような賠償金支払いやインフレ、世界恐慌の影響を受け、ドイツ国内では失業率が上昇した。1933年にナチス政権が発足すると、政府は高失業状態を解決するために公共投資をはじめとする雇用創出政策に着手する。その結果1936年以降、高失業率は解消された。そして軍備拡大政策による鉄鋼業・金属工業・土木建築業の飛躍的な発展は、今度は逆に深刻な労働力不足をもたらした。ドイツ国内ではドイツ人労働力の効果的な労働配置政策がとられ、また近隣諸国との労働者派遣に関する二国間協定により、国外からも労働力が集められた。こうして市民労働者や戦時捕虜としての外国人労働者は広く西ヨーロッパ諸国や南東欧、ポーランド、ソ連等から募集された。そして最終的には1941年以降、強制収容所労働者がドイツ軍需産業に投入され、1942年以降にはザウケルによる外国人労働者の強制連行が行われるのである。

ナチス期の外国人労働者においては、労働・生活条件の点からみて、西欧・イタリア・南東欧出身労働者というグループと、ポーランド人労働者、そしてソ連人労働者という3段階から成る階層が形成されていた。これはナチスの人種主義や、ドイツとの政治・経済的關係によるものである。しかしこのドイツとの政治・経済的關係という背景の根底にあるのは、対フランス政策としてのドイツ対外政策であった。本稿ではこうしたナチス期ドイツに投入された外国人労働者の階層構造が形成された背景について考える。

2. 外国人労働者の状況¹

ナチス期外国人労働者政策における階層構造として、一般的にはゲルマン系・スラヴ系・ユダヤ人という構造が挙げられることが多い。Seeber²によると

この階層には、まず最上位にドイツと同盟或いは友好関係にあった西ヨーロッパ出身労働者（以下西欧労働者）、次いでポーランド人と東方労働者、³そして最下位にユダヤ人が位置した。また Herbert⁴はこれを更に細かく分類している。それによると第一にドイツ人、続いて西欧労働者（フランス人市民労働者に続いてベルギー、オランダ人労働者）、そして続いてドイツと同盟或いは従属関係にある南東ヨーロッパ出身労働者（ハンガリー、ルーマニア、スロヴェニア、セルヴィア、ギリシア、クロアチア）、次にチェコスロヴァキア（ベーメン、メーレン）出身労働者、そしてポーランド人、最後にソ連人、（1943年イタリア降伏後は）イタリア人、最下層にはユダヤ人が位置していた。こうした階層構造は主に食糧配給量や宿舍の設備、労働時間や労働賃金、更に保安警察によって規定された罰則等の形であらわれた。このように外国人労働者ということを考えるならば、ゲルマン系労働者はスラヴ系労働者よりも優遇された立場に置かれていたといえる。

ところでナチス期においてドイツ国内で就労していた外国人は、出身国別に西欧労働者、イタリア人・南東欧労働者、⁵ポーランド人労働者、東方労働者と大別された。この中においてドイツと人種的・文化的に近いとされた西欧労働者や、ドイツと政治・経済的に関係のあったイタリアや南東欧出身の労働者は、ドイツ国内でも労働・生活条件をはじめ、食糧配給、社会保険、宿舍等においてもドイツ人労働者と対等に置かれた。西欧労働者は高い熟練労働部門に投入され、公共交通機関を利用でき、商店や飲食店、文化施設を利用することができた。イタリア人労働者もまたドイツとの政治的関係故に、西欧労働者同様ドイツ人労働者と対等の労働・生活条件に置かれた。しかし1943年9月のイタリア降伏以降、ドイツ国内のイタリア人労働者の位置は変化し、劣悪な労働・生活条件に置かれるようになる。これはイタリア降伏後、連合国側につきドイツ軍に対し抵抗・参戦する構えを見せたイタリアの裏切りに対するものであった。またハンガリー人、クロアチア人、ルーマニア人といった南東欧労働者は、ドイツ国内で主に農業労働者として就労し、生活上特別な制限は無くドイツ人労働者と対等に置かれた。

他方人種的に「価値が低い」とされたポーランド人労働者は、農業労働力と建設・道路関係の非熟練労働力として考えられた。1940年3月8日に公布されたポーランド人条例では、ポーランド人の労働・生活条件における規制が定められた。この条例ではポーランド人に“P”のマークを付帯することが義務づ

けられ、夜間の外出やドイツの文化・娯楽施設及び公共交通機関の利用が禁止された。またドイツ人に課された所得税に加え、賃金の15%を控除するという社会調整税⁶が課された。更にポーランド人に対する保険加入義務や超過勤務、休日手当等の各種手当の給付も廃止された。

またソ連出身の東方労働者には、1942年2月に東方労働者布告が公布された。そこにおいて東方労働者は“Ost”（東方）のマークをつけることが義務づけられ、ポーランド人と同様に夜間の外出、ドイツの文化・娯楽施設や公共交通手段の利用、行動の自由が禁止された。1942年1月20日の指令においては特別賃金税及び東方労働者税⁷が課される。この東方労働者税は、ドイツ人に適用していた市民税や所得税を一括したものであった。そして東方労働者の週賃金が週17RMを超えないように東方労働者税の税額表により控除額が規定されていたため、東方労働者には手元に殆ど賃金が残らないものとなっていた。1942年6月30日の指令により、それまで東方労働者に直接課されていた東方労働者税が廃止され、代わって東方労働者特別税⁸が企業に直接課されるようになる。これにより労働能率による賃金規則が取り入れられ、また控除後の手取額も増加した。

このように外国人労働者内部における労働・生活条件について考えるならば、ドイツと政治的・文化的に近い西欧労働者・イタリア人労働者・南東欧労働者というグループと、ポーランド人労働者、そして東方労働者という3段階に区分されることが分かる。西欧労働者やイタリア人、南東欧労働者に対しては、賃金に対する課税もドイツ人と対等の所得税が適用された。これに対して、ポーランド人労働者にはこうした所得税の他に社会調整税が、東方労働者には当初、ドイツ人とは全く異なった課税体系が規定され、控除後の手取賃金において格差がつけられた。また外国人労働者の従事する産業部門も国籍により異なっており、西欧労働者は比較的工業部門に多く投入されたのに対してイタリア人労働者、南東欧労働者、ポーランド人労働者、東方労働者は農業部門へ投入される割合が高かった。⁹これらから外国人労働者内部における階層構造が明らかになる。

3. 外国人労働者政策における階層構造の背景

ナチス期における外国人労働者の階層構造が、西欧労働者・イタリア人労働者・南東欧労働者というグループと、ポーランド人労働者、そして東方労働者

という3段階に大別されるのは、ナチスの人種主義によるものである。つまりこれはゲルマン系・アーリア系・北方人種であるドイツ人を、他人種・他民族支配の権利を与えられた「支配人種」としてとらえ、またスラヴ系であるポーランド人や東方労働者を、「下等人間」として位置づけるものである。このため北方人種やゲルマン系に近いオランダ人、デンマーク人、ノルウェー人、フラマン人が労働・生活条件の点で他の外国人労働者よりも優遇された扱いを受けた。反対に「人種的に価値の低い」「ポリシェヴィキの」「スラヴの下等人間」であるソ連人労働者は、人種的・政治的に危険とされ、劣悪な労働・生活条件に置かれた。しかしナチス期ドイツにおける外国人労働者の階層構造は、人種主義だけでなく、政治や経済といった他の要素も影響している。従って政治的・文化的にドイツに近いとされたフランス人、イタリア人、南東欧労働者もまた優遇された立場に置かれていた。ところでこうしたドイツとの政治・経済的関係の根底には対フランス政策としてのドイツ対外政策があると考えられる。ここではスラヴ系外国人労働者に焦点をあて、特に第二帝政期のポーランド人労働者と南東欧労働者について考えてみたい。

3.1 第二帝政期におけるポーランド人抑圧政策¹⁰

ポーランド人に対する抑圧的な政策は、1871年に起こった文化闘争にその端緒をみることができる。1866年普墺戦争の結果、プロイセンが勝利し北ドイツ連邦が成立した。その後1870年普仏戦争においてプロイセンが勝利した結果、フランスはプロイセンに対しフランス領エルザス＝ロートリンゲンの大半を割譲すると共に賠償金を支払う。そして1871年にはドイツ帝国が成立した。しかし南ドイツのカトリック勢力はプロテスタンティズムのプロイセンに服することに反発し、また政教分離をめざす政府の方針はカトリック教会による信徒の統率と対立した。そうした中で文化闘争が起こるのである。発端は1870年夏に開かれたヴァチカン公会議で、教会は自由主義の諸原則を拒否すると公言されたことにあった。これは自由主義のプロテスタントと相反するものだった。こうしてプロイセンのプロテスタンティズムに反感を持っていた南ドイツ諸邦の住民や、プロイセンにより抑圧されていたポーランド人、普仏戦争により割譲されたエルザス・ロートリンゲンのフランス人等が、大きな反プロイセン勢力を形成した。ポーランド人の大多数はまたカトリックであった。そしてこの反プロイセンとカトリックでつながる勢力が中央党を形成し、プロイセンを中心

とする中央集権化に反対したのである。この文化闘争は南ドイツのカトリック及び中央党に対する、プロイセン政府の政治闘争・教会弾圧であるが、他方それがポーゼンで最も激しく戦われたことから、ポーランド人抑圧の側面を持っていたとする見解¹¹もある。

ところでポーランドとフランスは古くから深い関わりがあった。フランスは1789年のフランス革命以来、ポーランドに深い影響を及ぼし続けた。プロイセン、オーストリア、ロシアによる三度にわたるポーランド分割後、1368年以来の旧ポーランド共和国は消滅した。こうした他国による征服はポーランド人のナショナリズムを確立する契機となった。1794年のコシチュシコの蜂起が敗北した後パリに亡命した革命家達は、ポーランド国家の再興に向けて活動を続けた。1797年にはポーランド軍団が結成され、ポーランド人はフランスと共に戦った。1806年にワルシャワ公国が創立されるが、1815年のウィーン会議において新たにポーランド王国が建国される。しかし領土は公国以上に狭められ、旧ポーランド共和国の大半は分割国の完全な統治下にあった。1830年フランスで7月革命が起こると、それに影響を受けてポーランドでは11月蜂起が起こる。そしてその失敗後西欧に逃れたポーランド人は、ポーランド独立について西欧列強を介入させようとするのである。フランスでは1848年に2月革命が起こるが、これを受けてポーランドをはじめヨーロッパ各地でナショナリズム運動が起こる。しかしながらポーランドでの1848年の革命及び1860年の1月蜂起は敗北に終わる。このようなポーランドとフランスをはじめとする西欧諸国との深い関わりをうけて1863年にビスマルクは、「ポーランドを独立させること、それはウイスラ沿岸に強力なフランス軍をおくに等しい」¹²と述べている。更に大多数がカトリックであるドイツ帝国内ポーランド人がカトリックに媒介されてオーストリアに結びつけば、「我々のポーランド諸州において大地はくつがえる」¹³と1872年2月にビスマルクは記している。プロイセン政府はオーストリアやフランスがカトリックを媒介として連携することに危惧を抱いていた。特に普仏戦争後、フランスへの警戒から、プロイセン政府はフランスとの同盟国が生まれないようにフランスを孤立させておく必要があった。このようにポーランド人のナショナリズムはカトリシズムと結合するという考えから、文化闘争においてカトリシズムの排斥が行われ、ポーランド人抑圧が進められたのである。

19世紀初めの農民解放の結果、1860・70年代には東エルベ地域の農業労働者

は、貧困や食糧不足、人口過剰、またプロイセン東部農業の構造危機といった原因から、主にアメリカ合衆国への海外移住や出稼ぎ、西部工業地域への移動を行った。これらの労働者がプロイセン東部の農村を離脱したのは、海外や西部工業地域で得られる高い賃金のためだけではなく。農場領主制（Gutsherrschaft）¹⁴が支配的であった東エルベ地域では、農民解放により農民は形式的には人格上の自由を得たものの、依然として半封建的な農民支配が残存しており、そうした束縛から逃れる事も大きな要因であった。こうして東エルベ地域では離村現象が顕著となり、1870年代初めには農業労働力が不足し始める。また農業危機を乗り切るために1880年代から90年代にかけて導入された甜菜栽培は、短期的労働を必要とし手労働に依存する度合いが高かった。このため東部農業地域では農業労働力需要が高まり、更に労働力の季節化がもたらされた。これらの理由から東部ドイツの農場経営者は労働力をポーランドに求め始めた。こうして1880年代になるとポーランド人の東部地域流入に対してプロイセン政府はゲルマン化政策の脅威と考えるようになり、ポーランド人に対して抑圧的な政策を行うようになる。

1900年代にはゲルマン化政策の結果、ポーランド民族運動が起こる。1901年には学校ストライキであるヴレッシェン事件が、また1906年から翌年にかけて、ポーゼンとヴェストプロイセンを中心にドイツ第二帝政期における最大の民族運動であるポーランド人の学校ストライキが起こった。これらはプロイセン政府による学校教育・言語政策等の分野でのゲルマン化政策に対抗するものであった。例えば1887年の言語条例ではポーゼン州のポーランド人児童にとってポーランド語の使用は宗教の時間しか許されなくなった。しかし1900年になると、国民学校高学年を対象に宗教の時間にドイツ語が導入されることとなり、これがヴレッシェン学校ストライキの勃発する契機となった。これをきっかけにポーランド人抑圧政策は一層強化されることになる。学校教育でも1902年から06年にかけてポーゼンではドイツ語による宗教の授業は徐々に増加した。そうした事態に対するポーランド人の民族的抵抗が、1906-07年のポーランドにおける学校ストライキとしてあらわれるのである。

このように第二帝政期最大のポーランド民族運動は、プロイセン政府にはポーランドの脅威を実感させた。こうしたポーランドの脅威に加え、中世以来のドイツ東方植民によるポーランドへの権利が主張された。このため更に「支配民族」としてのゲルマン民族という点が強調された。マックス・ヴェーバーは、

スラヴ民族、特にポーランド人を、「暮らしというものに対する要求水準が、物質面でも精神面でもドイツ人よりも低い」¹⁵と述べ、ポーランド人は農耕民族であり文化水準が低いという当時の人々の考え方を定着させた。これらの結果、プロイセン政府はポーランド人抑圧政策を推し進めるのである。

3.2 ナチス期ドイツにおける南東欧政策¹⁶

ナチス期につながるドイツの南東欧政策は、1930年独墺関税同盟計画にその一端を見ることができる。ドイツ・オーストリア間で合意されたこの関税同盟は、その延長には独墺の合邦が存在すると判断され、フランスやチェコスロヴァキアから激しく反対を受けた。この独墺関税同盟の目的は単に独墺間の通商関係の強化だけでなく、チェコスロヴァキアの加入、それにより拡大された経済圏を背景にポーランドに対してポーランド回廊という東部国境問題での政治的譲歩を迫ること¹⁷にあった。つまりオーストリアは南東欧経済政策の基本に位置づけられていたのである。更にドイツの南東欧政策の目的がそうした広域経済の獲得だけでなく、フランスの対独包囲網の一環としてチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニアの間に結ばれた小協商¹⁸を解体させる目的も持っていた。この独墺関税同盟はフランスにとって、東欧諸国支配というフランス対外政策の障害になると考えられた。フランスはドイツより格段に強い金融的影響を中欧及び南東欧諸国にもっており、フランスの資本引き上げを契機とするクレジット・アンシュタルトの破綻による中欧金融恐慌の勃発により、1930年9月ドイツは独墺関税同盟を放棄せざるを得なかった。この銀行はオーストリア経済だけでなく南東欧全体に影響力を持つ最大級の銀行であったため、その影響も大きかった。オーストリア政府が国際決済銀行に信用供与を求めると、フランスはこれに対して自国の信用供与の条件として独墺関税同盟の破棄を要求し、両政府はその破棄を宣言するに至るのである。

1933年1月に始まるナチス政権によるドイツ経済の変革は、南東欧諸国経済にも強い影響を与えた。1934年に立案されたシャハトの「新計画」では、ナチス政府当局が戦争経済への転換を考えながら輸入数量を厳しく制限しその総価格を決定するという管理貿易体制をしき、また貿易を殆どの相手国との間の二国間双務貿易・支払協定¹⁹を基礎として行うとされた。相手国は恐慌で輸出が停滞したため、工業品の輸入が出来なくなっていた農業国や発展途上国であり、特に南東欧諸国が対象となった。またこの「新計画」による経済政策は、南東

欧をドイツの広域経済圏に編入させることによるドイツの世界支配という目的にも合致するものであった。こうした「新計画」に基づく南東欧諸国との交渉において、1933年2月ブルガリア、1934年2月ハンガリー、同年5月ユーゴスラヴィア、1935年4月ルーマニアと通商協定が結ばれた。特にハンガリーとの協定では、ハンガリーの小協商国からの独立が目的とされていた。またユーゴスラヴィアとの間に結ばれた通商条約においても、ユーゴスラヴィアが小協商諸国に属していたことから大きな政治的意義を持っていた。このように1930年代における南東欧諸国は、貿易においてドイツに強く依存していたといえる。

ところで政治的側面においても南東欧諸国は1941年4月までに枢軸国側に組み入れられ、ドイツと結びついた。フランス降伏後、南東欧は独ソ関係の焦点となり、ヒトラーは1940年11月にハンガリー、ルーマニア、スロヴァキアを、また1941年3月にはブルガリアを三国同盟に加盟させることに成功する。このように南東欧諸国は1941年4月までに、ルーマニアやブルガリアのようにドイツの同盟国となるか、或いはユーゴスラヴィア、ギリシア、アルバニアのように占領支配され独ソ戦を迎えるのである。そしてドイツと共に対ソ宣戦布告をしたのはルーマニア、ハンガリー、スロヴァキア、クロアチアであった。このように南東欧諸国はドイツにとって経済的だけでなく政治的にも重要な役割を果たしていたのである。

4. ナチス期ドイツ外国人労働者政策の階層構造

外国人労働者は、ドイツ戦時経済における労働力不足という原因からドイツに投入された。ナチスの外国人労働者政策においては、北方人種・ゲルマン系に近い「支配人種」としてオランダ人、デンマーク人、ノルウェー人、フラマン人が、また政治的・文化的にドイツに近い国としてイタリア人、フランス人等が優遇されていた。逆にナチスの人種主義において「下等人間」とされたスラヴ系のポーランド人やソ連人は、物質的・文化的に低い水準で扱われた。こうした階層構造では、東方支配を正当化する人種主義が第一に働き、更にそこにドイツとの政治・経済的關係が反映され、西欧労働者、政治的同盟・友好国出身労働者、ポーランド人労働者、東方労働者という構造に結びついた。ゲルマン系ではないがドイツと政治的に結びついていたイタリア人は、政治的同盟であるという理由で優遇されたが、イタリア降伏後はソ連人と同じ扱いを受けた。フランスではドイツによる占領後対独協力政策が行われ、ドイツと政治的

に関係した。また同じスラヴ系でも、ドイツに経済的に依存し、また政治的にも枢軸国側として参戦した南東欧諸国のスラヴ系労働者は優遇された立場にあったが、ポーランド人や東方労働者は労働・生活条件において低い水準で扱われた。第二次大戦以前よりドイツとの覇権争いをしているフランスと古くから結びついていたのがこのポーランドであるが、第二帝政期以来ドイツはポーランドがフランスと結びつくことを妨げるためにポーランド人抑圧を行い、そうした歴史的経緯がナチス期の政策にも引き継がれたと考えられる。政治・経済的にみても、ナチス期以前よりフランスと結びついていた南東欧の小協商を解体するためにナチスはこれらの国々と経済的に結びつく。そしてこうした関係がドイツ国内における外国人労働者の階層構造にも反映されているのである。

ナチス期ドイツの外国人労働者政策は、戦時経済やドイツとの政治・経済的關係、ナチスの人種主義といった観点からとらえられることが多い。しかしながらそれだけでなく、ナチス期以前より行われていた対フランス政策としてのドイツ対外政策という視点も取り入れられる必要がある。従って外国人労働者の階層構造はこれらの要素が複雑に交錯して成り立っているといえるのである。

注

- 1 本節では特に Herbert、Seeber、Eichholtz、Bade、矢野らの文献を参照した。(文献詳細については以下の参考文献を参照のこと。)
- 2 Seeber, Zwangsarbeiter, S.52.
- 3 東方労働者とは、ウクライナ及び白ルテニア出身労働者、或いはこれらの国々やラトヴィア、エストニアの東国境に隣接した地域出身の労働者やドイツ軍による占領後にライヒに編入された国出身の労働者をいう。(Reichsgesetzblatt, 1944, I, S.68.)
- 4 Herbert, Geschichte der Ausländerpolitik, S.154.
- 5 本稿ではハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、スロヴァキア、クロアチア出身労働者を指す。これら諸国は人種的にはスラヴ系に属するが、34年シャハトの「新計画」に基づく通商協定の締結により農業輸出においてドイツに経済的に依存したり、41年以降三国同盟加盟により対ソ宣戦布告を行ったり、或いはドイツの傀儡国家として存在するなどして、ドイツと政治・経済的に結びついていた。
- 6 Seeber, Zwangsarbeiter, S.182.
- 7 Reichsgesetzblatt, 1942, I, S.41.
- 8 Reichsgesetzblatt, 1942, I, S.419.
- 9 Herbert, Fremdarbeiter, S.315.

- 10 本節では特に Korth、ジャーク・アンセル、伊藤、木村、櫻井、柴田、成瀬（他）、矢野（2001）らの文献を参照した。
- 11 伊藤定良「帝国主義形成期ドイツにおけるポーランド人問題」176頁以下。
- 12 Bismarck-Jahrbuch. B,VI, S.173.
- 13 Bismarck-Jahrbuch. B, I , S.83.
- 14 16世紀以来エルベ川以東のドイツ東部を支配した大農場領主制。農民は世襲隷属民として領主裁判権により土地に束縛されていた。19世紀の農民解放後も領主は農民に対する封建的権利を保持し続け、農民の人格的支配により農場経営を行っていた。このため農民解放により農民が東部地域を離れた結果、農場経営に従事していた領主は新しい労働力を探さねばならなくなった。反対にエルベ川以西の西部ドイツ地域においては大地主所有制（Grundherrschaft）が支配的であった。農民は労働地代を領主に払いその所領で農業を営んでいたが、やがて労働地代に代わり生産物や貨幣地代が普及するようになり、農民に対する支配はもはや人格的なものではなく経済的なものとなっていたため、農民解放においても大きな影響は見られなかった。
- 15 Herbert, Geschichte der Ausländerpolitik in Deutschland, S.27.
- 16 本節では特に C&B・ジェラヴィチ、H・モテック（他）、I・T・ベレンド（他）、P・F・シュガー（他）、栗原、柴らの文献を参照した。
- 17 東大社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』183頁。
- 18 第一次世界大戦後のオーストリア＝ハンガリー帝国の崩壊により利益を得たチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ポーランド、ルーマニアは、敗戦国のオーストリアとハンガリーに対して対立し、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニアの三国は特にハンガリーに対する共通の警戒から互いに同盟して小協商を形成し、フランスと結びついた。
- 19 ドイツの工業品と相手国の原料の実物交換取引。

参考文献

- Bismarck-Jahrbuch, Berlin 1894.
- Hitler, Adolf: Mein Kampf, München 1927.
- Reichsgesetzblatt, Jg. 1933-1945.
- Bade, Klaus J.: Auswanderer – Wanderarbeiter – Gastarbeiter. Bevölkerung, Arbeitsmarkt und Wanderung in Deutschland seit der Mitte des 19. Jahrhunderts, Ostfildern 1984.
- Eichholtz, Dietrich: Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939 – 1945, Bd. I (1939-1941); Bd. II (1941-1943); Bd. III (1943-1945), München 1999.
- Herbert, Ulrich: Fremdarbeiter. Politik und Praxis des „Ausländer-Einsatzes“ in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches, Neuaufl. Bonn 1999.
- Herbert, Ulrich: Geschichte der Ausländerpolitik in Deutschland. Saisonarbeiter, Zwangsarbeiter, Gastarbeiter, Flüchtlinge, München 2001.

- Korth, Rudolf: Die preussische Schulpolitik und die polnischen Schulstreiks. Ein Beitrag zur preussischen Polenpolitik der Ära Bülow, Würzburg 1963.
- Seeber, Eva: Zwangsarbeiter in der faschistischen Kriegswirtschaft. die Deportation und Ausbeutung polnischer Bürger unter besonderer Berücksichtigung der Lage der Arbeiter aus dem sogenannten Generalgouvernement (1939-1945), Berlin 1964.
- C&B・ジェラヴィチ著『バルカン史』野原美代子訳, 恒文社, 1982.
- H・モテック, W・ベッカー, A・シュレーター著『ドイツ経済史——ビスマルク時代からナチス期まで (1871-1945年)』大島隆雄, 加藤房雄, 田村栄子訳, 大月書店, 1989.
- I・T・ベレンド, G・ラーンキ著『東欧経済史』南塚信吾訳, 中央大学出版部, 1978.
- P・F・シュガー, I・J・レデラー編『刀水歴史全書9 東欧のナショナリズム——歴史と現在』東欧史研究会訳, 刀水書房, 1981.
- 伊藤定良「国境を越える労働者——第一次世界大戦前ドイツのポーランド人移動労働者」増谷英樹, 伊藤定良編『越境する文化と国民統合』東京大学出版会, 1998.
- 伊藤定良「帝国主義形成期ドイツにおけるポーランド人問題」林基監修『階級闘争の歴史と理論3』青木書店, 1980.
- 伊藤定良「ドイツ第二帝政期におけるポーランド人問題」油井大三郎他著『世紀転換期の世界』未来社, 1989.
- 木村靖二『新版世界各国史13 ドイツ史』山川出版社, 2001.
- 栗原優著『第二次世界大戦の勃発——ヒトラーとドイツ帝国主義』名古屋大学出版会, 1994.
- 櫻井健吾『MINERVA 西洋史ライブラリー47 近代ドイツの人口と経済——1800～1914年』ミネルヴァ書房, 2001.
- 柴田英樹「第二帝政期ドイツにおける外国人労働者」山田史郎他『近代ヨーロッパの探求1: 移民』ミネルヴァ書房, 1998.
- 柴宜弘『新版世界各国史18 バルカン史』山川出版社, 1998.
- ジャーク・アンセル著『スラブとゲルマン』山本俊明訳, 弘文堂, 1965.
- 東大社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』東京大学出版会, 1979.
- 成瀬治, 山田欣吾, 木村靖二編『世界歴史体系 ドイツ史』山川出版社, 1997.
- 矢野久「外国人強制労働への道——『電撃戦』構想下のドイツにおける労働力動員」p.84～p.109 慶應義塾経済学会『三田会雑誌 81(2)』1988.
- 矢野久「第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換(上)」p.19～p.39 慶應義塾経済学会『三田学会雑誌 84(3)』1991.
- 矢野久, アンゼルク・ファウスト編『ドイツ社会史』有斐閣, 2001.